

昭和三十四年文部省令第二十一号

へき地教育振興法施行規則
へき地教育振興法施行規則を次のように定める。

(趣旨)

第一条 へき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号。以下「法」という。）第五条の二及び第五条の三の規定により都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第六条第二項第一号において「指定都市」という。）がへき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する条例を定めるに当たつて参酌すべき基準その他法の施行に関し必要な事項は、この省令の定めるところによる。

(用語の意義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 基準点数 当該学校の所在地のへき地条件の程度の軽重を測定するために、第四条及び第五条の規定により算定した点数をいう。

二 調整点数 基準点数の算定方法によつては補そくし難い特別のへき地条件を測定するために、第六条又は第六条の二の規定により算定した点数をいう。

三 合計点数 基準点数に第六条の規定により算定した調整点数を加え、又は第六条の二の規定により算定した調整点数を減じて得た点数をいう。

四 駅又は停留所 当該学校から最短の距離にある交通機関の駅又は停留所をいう。

五 旧総合病院 当該学校から最短の距離にある医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五に規定する病院であつて、医療法の一部を改正する法律（平成九年法律第二百十五号）による改正前の医療法第四条第一項に規定する総合病院の要件を満たすものをいう。

六 病院 当該学校から最短の距離にある医療法第一条の五に規定する病院（旧総合病院を除く。）をいう。

七 診療所 当該学校から最短の距離にある医療法第一条の五に規定する診療所（医師が常駐していないもの及び歯科医業のみを行うものを除く。）をいう。

八 高等学校 当該学校から最短の距離にある全日制の課程で普通教育を主とする学科（高

等学校設置基準（平成十六年文部科学省令第二十号）第五条第一号に規定する普通教育を主とする学科をいう。）を置く高等学校又は中等教育学校をいう。

九 郵便局 当該学校から最短の距離にある簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行うもの（同法第三条の規定による委託を受けた者の営業所を含む。）をいう。

十 市町村教育委員会 当該学校から最短の距離にある当該学校を所管する市町村教育委員会の事務局（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十一条に規定する事務（主として学校に係るものに限る。）を処理するものをいう。）をいう。

十一 金融機関 金融機関（銀行その他の預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等及び貯金をいう。）の受入れ及び為替取引を業として行う者（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行を除く。）をいう。）であつて、公共料金（日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。）の納付又は収納に関する事務処理を行うもののうち、当該学校から最短の距離に所在するものをいう。

十二 スーパーマーケット 当該学校から最短の距離にある日常生活のために必要な生鮮食料品その他衣食住等に関する各種商品を販売する店舗をいう。

十三 市の中心地 当該学校から最短の距離にある市役所（支所、出張所その他これに類するものを除く。以下この号及び次号において同じ。）の所在する地点（当該学校が本土以外の島に所在する場合にあつては、当該学校から最短の距離にある本土の市役所の所在する地点）をいう。

十四 県庁所在地又はこれに準ずる都市の中心地 当該学校を設置する市町村を包括する都道府県の都道府県庁（支庁、地方事務所その他これに類するものを除く。）の所在する地点又は当該都道府県内の人口三十万人以上の市若しくは人口二十万人以上の市で大学（短期大学を除く。）が二以上存するもの若しくは空港（航空法（昭和二十七年法律第二百三

十一号）第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業の用に供されている飛行場をいう。）の存するもの市役所の所在する地点（当該学校が本土以外の島に所在する場合にあつては、当該学校から最短の距離にある本土の当該地点）のうち当該学校から最短の距離にあるものをいう。

十五 交通機関 旅客運賃を徴して交通の用に供する鉄道、軌道及び索道並びに一般乗合旅客自動車をいう。

十六 定期航行 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第二条第四項に規定する旅客定期航路事業として行われる交通をいう。

十七 船着場 当該学校から最短の距離にある定期航行船の発着場をいう。

十八 距離 通常利用する経路のうち最短の経路の長さをいう。

十九 本土 本州、北海道、四国、九州及び沖縄島の本土をいう。

（へき地学校等の指定）

第三条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に係る法第五条の二第一項の規定に基づくへき地学校の指定は、当該学校について算定された合計点数が四十五点以上の学校について、当該合計点数に応じ、次の各号に掲げる区分に従つて指定するへき地学校の級別を付して行うものとする。

一 四十五点から七十九点までの学校 一級

二 八十点から百十九点までの学校 二級

三 百二十点から百五十九点までの学校 三級

四 百六十点から百九十九点までの学校 四級

五 二百点以上の学校 五級

2 法第五条の二第一項の規定に基づくへき地学校に準ずる学校の指定は、当該学校について算定された合計点数が三十五点から四十四点までの学校について行なうものとする。

3 共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に係る法第五条の二第一項の規定に基づくへき地学校及びこれに準ずる共同調理場の指定については、当該共同調理場から最短の距離にある小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について算定された合計点数を当該共同調理場に係る当該合計点数とみなして前二項の規定を準用する。

第四条 基準点数の算定は、当該学校が本土内に所在する場合（本土と至近の距離にあり、か

つ、定期航行によらなくても本土との交通が容易な島に所在する場合を含む。）にあつては別表第一により、本土以外の島に所在する場合（本土のみさき等に所在する場合で、海上による交通を常態とする場合を含む。）にあつては別表第二により、当該学校について各要素ことの該当点数（次条の規定により補正を行うべき場合にあつては当該補正を行った点数をいう。以下本条において同じ。）を合計して行うものとする。

2 前項に規定する各要素ことの該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数を超えることができないものとする。

3 各要素ことの該当点数の算定において、交通機関のない部分の全部又は一部が次の各号の一に該当するときは、当該部分の距離について、当該各号に定めるところにより補正を行った距離によつて算定するものとする。

一 急こう配又は狭あいである等の自然的条件による交通困難な部分がある場合は、当該部分の距離に一・五を乗じて得た距離

二 急こう配で、かつ、狭あいである等の自然的条件による交通困難な部分がある場合は、当該部分の距離に二を乗じて得た距離

各要素ことの該当点数の算定において、交通機関のある部分の全部又は一部が鉄道、軌道又は索道を利用するものである場合は、当該部分の距離について、当該部分の距離に二分の一を乗じて得た距離によつて算定するものとする。

ただし、次条第一項第二号及び第三号の規定により点数を算定する場合は、この限りでない。

5 当該学校から医療機関（旧総合病院、病院又は診療所をいう。以下この項において同じ。）までの距離の要素における該当点数の算定は、次の各号に定める場合に該当する場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める方法によつて行うものとする。

一 当該学校から最短の距離にある医療機関が旧総合病院である場合は、当該旧総合病院までの距離に係る点数に三を乗じて得た点数とし、病院及び診療所までの距離は基準点数の算定の要素としないものとする。この場合において、第二項の規定にかかわらず、旧総合病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に三を乗じて得た点数を超えることができないものとする。

二 当該学校から最短の距離にある医療機関が病院である場合は、当該病院までの距離に係る点数に二を乗じて得た点数に旧総合病院までの距離に係る点数を加えた点数とし、診療所までの距離は基準点数の算定の要素としないうものとする。この場合において、第二項の規定にかかわらず、病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に二を乗じて得た点数を超えることができないものとする。

三 当該学校から最短の距離にある医療機関が診療所であり、かつ、当該学校から当該診療所の次に短い距離にある医療機関が旧総合病院である場合は、当該診療所までの距離に係る点数に当該旧総合病院までの距離に係る点数に二を乗じて得た点数を加えた点数とし、病院までの距離は基準点数の算定の要素としないうものとする。この場合において、第二項の規定にかかわらず、旧総合病院までの距離の要素における該当点数は、当該要素の交通機関のない部分の最高点数に二を乗じて得た点数を超えることができないものとする。

（要素）との点数の補正）

第五条 各要素ごとの該当点数の算定において、道路又は交通機関の交通条件が次の各号の一に該当するときは、当該各号に定めるところにより算定した点数を、当該要素ごとに算定した点数に加えるものとする。

一 交通機関のない部分の道路が積雪、なだれ、でいねい、地すべり等の自然的条件により四十日以上にわたり交通困難となる場合において、次の表の右欄に掲げる当該交通困難となる期間の区分に応じ、当該交通困難となる部分の距離に応ずる点数に同表の左欄に掲げる割合を乗じて得た点数（一点未満の端数を生じたときは、一点に切り上げる。）

期間	四十日以上	六十日以上	八十日以上	百日以上	百二十日以上	百四十日以上
下	以日九十五上以日十	下以日九十七上以日十	下以日九十九上以日十	下以日九百上以日十	日九十三百上以日十二	上以日十四

二 交通機関の 一日の運行 回数が八往 復以下の		割合	
	一	の 六分	
	二	の 六分	
	三	の 六分	
	四	の 六分	
	五	の 六分	下以
六	の 六分		

二 交通機関の一日の運行回数が八往復以下の場合においては、次の表の右欄に掲げる当該運行回数の区分に応じ、当該運行回数が八往復以下の部分の距離ごとに当該距離に応ずる別表第一及び別表第二中船着場までの距離の要素の交通機関のない部分の点数に次の表の左欄に掲げる割合（当該学校が普通交付税に関する省令（昭和三十一年自治省令第十七号）別表第四（三）に定める三級地及び四級地の地域に所在する場合にあつては、当該割合にそれぞれ十分の一を加えた割合）を乗じて得た点数（二点未満の端数を生じたときは、一点に切り上げる。）

一日の運行回数	八往復から六往復	五往復及び四往復	三往復及び二往復	一往復以下
割合	十分の二	十分の三	十分の四	十分の五

三 交通機関が積雪、なだれ、でいねい、地すべり等の自然的条件により六十日以上にわたり休止する場合においては、次の表の右欄に掲げる当該交通機関が休止する期間の区分に応じ、当該交通機関が休止する部分の距離ごとに当該距離に応ずる別表第一及び別表第二中船着場までの距離の要素の交通機関のない部分の点数に次の表の左欄に掲げる割合を乗じて得た点数（一点未満の端数を生じたときは、一点に切り上げる。）

期間	
六十日	以上九十日
九十日	以上一百日
百二十日	以上一百四十日
百五十日	以上一百七十日
百八日	以上二百日
二百	以上

駅又は停留所までの距離の要素における該当	割合	
	六分の一	以下
	六分之二	以下
	六分之三	以下
	六分之四	以下
	六分之五	以下
	六分	六分之六

二 駅又は停留所までの距離の要素における該当点数の算定において、当該学校から最短の距離にある駅又は停留所が積雪、なだれ、でいねい、地すべり等の自然的条件により六十日以上にわたり閉鎖される場合においては、当該閉鎖される駅又は停留所から最短の距離にあつて開設されている駅又は停留所までの距離について、前項第三号に規定する算定方法に準じて算定した点数を、当該閉鎖される駅又は停留所までの距離に応ずる点数に加えるものとする。

（調整点数）

第六条 当該学校において、飲料水を主として天水又は川水等から求めなければならない場合で、次の各号に該当することにより、学校教育の運営上困難を伴うと認められるときは、当該各号に定める点数を調整点数とする。

一 揚水施設及び配水施設のない場合は十一点

二 揚水施設又は配水施設のある場合（浄化装置のない場合に限る。）は五一点

二 当該学校の所在する地域における自然的、経済的、文化的諸条件が次の各号の一に該当することにより、学校教育の運営上困難を伴うと認められる場合においては、当該各号に定める点数を調整点数とする。

一 有害ガス等の発生する地帯、風土病地帯、湿潤地帯、極寒地帯、多雪地帯等で、不健康地帯である場合は二十点以内で都道府県（指定都市）の設置する小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程並びに共同調理場については、当該指定都市。次条において同じ。）の教育委員会又は人事委員会が定める点数

二 当該学校に在学する児童又は生徒の総数の十分の三以上のものの住所が、当該学校から六キロメートル以上の距離にある場合は十一点、当該学校から四キロメートル以上の距離にある場合は五一点

三 当該学校から図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第二条に規定する図書館、博物館法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条に規定する博物館その他これに類する施設のうちの当該学校から最短の距離にあるもの

までの距離（交通機関を利用しうる部分の距離については、当該距離に二分の一を乗じて得た距離）が、二十五キロメートル以上である場合は十一点、十二・五キロメートル以上二十五キロメートル未満である場合は五一点

四 当該学校において、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第七号から第十号に規定するサービス及びそれに相当するサービスが提供されていない場合は五一点

五 当該学校において、携帯電話を通话のために使用できない場合は五一点

三 当該学校に勤務する教員の数が、三人以下である場合は二十点、四人又は五人である場合は十点を調整点数とする。

四 当該学校が分校である場合において、本校との距離（交通機関を利用しうる部分の距離については、当該距離に二分の一を乗じて得た距離）が、十二キロメートル以上の場合十一点、八キロメートル以上十二キロメートル未満の場合は五一点を調整点数とする。

第六条の二 当該学校から人口三万人以上の市町村の市役所又は町村役場の所在する地点までの距離が四十キロメートル未満の場合は、当該学校が所在する地域の実情に応じ、三十点以内で都道府県の教育委員会又は人事委員会が定める点数を調整点数とする。

（級別の指定の特例）

第七条 隣接して設置されている小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程であつて、各学校について算定された合計点数が異なる場合にあつては、これらの学校については、第三条の規定にかかわらず、当該合計点数の多い学校の点数によつて級別の指定を行うことができる。

（へき地手当の額）

第八条 第三条第一項又は第三項の規定に基づき指定されたへき地学校に勤務する教員又は職員（以下「教職員」という。）に支給するへき地手当の月額額は、給料及び扶養手当の月額の合計額にこれらの規定に基づき指定されたへき地学校の級別に応じ、百分の二十五を超えない範囲内で定める支給割合を乗じて得た額とする。

三 第三条第二項又は第三項の規定に基づき指定されたへき地学校に準ずる学校又は共同調理場に勤務する教職員に支給するへき地手当の月額額は、給料及び扶養手当の月額の合計額に、第三

条第一項又は第三項の規定に基づき一級を付して指定されたへき地学校に勤務する教職員に支給するへき地手当について前項の規定により定める支給割合に満たない範囲内で定める支給割合を乗じて得た額とする。

(へき地手当と地域手当との調整)

第九条 当該地域に所在する学校又は共同調理場に勤務する教職員に対し地域手当(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十一条の三の規定に相当する条例の規定による地域手当をいう。以下この条において同じ。)が支給される地域に所在するへき地学校又はこれに準ずる学校若しくは共同調理場に勤務する教職員には、地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。

(へき地手当に準ずる手当の支給)

第十条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に係る法第五条の三第一項の規定に基づく学校等の指定は、当該学校について算定された合計点数が三十点から三十四点までの学校について行うものとする。

2 共同調理場に係る法第五条の三第一項の規定に基づく学校等の指定については、第三条第三項の規定を準用する。この場合において、同項の規定中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十一条 法第五条の三第一項の規定によるへき地手当に準ずる手当の支給は、教職員が在勤地を異にする異動又は教職員の勤務する学校若しくは共同調理場の移転(以下「異動等」という。)に伴つて住居を移転した日から開始し、当該異動等の日から起算して三年(当該異動等の日から起算して三年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、三年を超えて引き続き異動等の直後の学校又は共同調理場に勤務させることが必要であると任命権者が認めた教職員にあつては六年)に達する日をもつて終わるものとする。ただし、当該教職員に次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該各号に定める日をもつてその支給は終わるものとする。

一 教職員がへき地学校、へき地学校に準ずる学校若しくは共同調理場若しくは法第五条の三の規定に基づき指定された学校等(以下「へき地等学校」という。)以外の学校若しくは共同調理場に異動した場合又は教職員の勤務する学校若しくは共同調理場が移転等のためへき地等学校に該当しないこととなつた場合 当該異動又は移転等の日の前日

二 教職員が他のへき地等学校に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した場合又は教職員の勤務する学校若しくは共同調理場が移転した場合(当該学校若しくは共同調理場が引き続きへき地等学校に該当する場合に限る) 住居の移転の日の前日

2 法第五条の三第一項によるへき地手当に準ずる手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の四を超えない範囲内で定める支給割合を乗じて得た額とする。

第十二条 法第五条の三第二項の規定によりへき地手当に準ずる手当を支給される教職員は、新たにへき地等学校に該当することとなつた学校又は共同調理場に勤務する教職員のうち、そのへき地等学校に該当することとなつた日(以下この条において「指定日」という。)前に当該学校又は共同調理場に異動し、当該異動に伴つて住居を移転した者で指定日において当該異動の日から起算して三年を経過していないものとする。

2 前項の教職員に支給するへき地手当に準ずる手当の支給期間は、当該教職員の指定日に勤務する学校又は共同調理場が同項に規定する異動の日前にへき地等学校に該当していたものとした場合に前条の規定により指定日以降支給されることとなる期間とする。

(指定の見直し等)

第十三条 第三条及び第十条の規定に基づく指定は、おおむね六年ごとに、当該学校又は共同調理場について算定された合計点数により行うものとする。ただし、学校又は共同調理場の新設、統合若しくは移転があつた場合又はへき地条件に著しい変更があつた場合には、当該学校又は共同調理場について、その都度、行うものとする。

2 前項の規定による指定を行う条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日においてへき地手当の支給を受けていた教職員で、当該教職員に係る当該条例に基づくへき地手当の月額(以下この項において「施行日以後のへき地手当の月額」という。)が施行日の前日におけるへき地手当の月額(以下この項において「施行日前のへき地手当の月額」という。)に達しないこととなるもの(当該条例に基づくへき地手当の支給を受けないこととなる者を含む。)については、施行日以後当該教職員が施行日の前

日に勤務していた学校又は共同調理場に引き続き勤務する場合(当該学校又は共同調理場の移転があつた場合を除く。)においては、施行日以後のへき地手当の月額が当該教職員に係る施行日前のへき地手当の月額に達するまでの間(当該条例に基づくへき地手当の支給を受けない者については、施行日以後、当該施行日前のへき地手当の月額に相当する額のへき地手当を支給する)。

3 施行日の前日においてへき地等学校として指定されていた学校又は共同調理場で施行日においてへき地等学校として指定されないこととなるもの(学校又は共同調理場の移転によりへき地等学校として指定されないこととなるものを除く。)は、施行日の前日に当該学校又は共同調理場に勤務する教職員で施行日以後当該学校又は共同調理場に引き続き勤務することとなるものに係るへき地手当に準ずる手当の支給については、へき地等学校とみなす。この場合において、へき地手当に準ずる手当の月額の算定は、施行日の前日における給料及び扶養手当の月額の合計額を基礎として、行うものとする。

(本校及び分校)

第十四条 この省令の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行し、昭和三十四年四月一日から適用する。

(指定の見直しに伴うへき地手当等の支給に関する暫定措置)

第二条 当分の間、特定日(一般職の職員の給与に関する法律附則第八項に規定する年齢を基準として条例で定める年齢に教職員が達した日後における最初の四月一日をいい、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項又は第二項の規定により同法第二十八条の二第一項の異動期間(同法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同法第二十八条の二第一項の管理監督職を占める教職員については、同法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた日という。以下この条において同じ。)が施行日以後である教職員(特定日が施行日の翌日以後となる教職員については、特定日の前日において第十三条第二項の規定に基づきへき地手当の支給を受けている者に

限る。)についての特定日以後の第十三条第二項の規定の適用については、同項中「へき地手当の月額(以下この項において「施行日以後のへき地手当の月額」という。）」とあるのは「へき地手当の月額」と、「施行日以後のへき地手当の月額が当該教職員に係る施行日前のへき地手当の月額」とあるのは「(附則第二条第一項の特定日以後のへき地手当の月額が当該教職員に係る施行日前のへき地手当の月額(施行日の前日以前に他の職への降任等(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をいう。以下この条において同じ。)をされた教職員については、当該他の職への降任等の日の前日におけるへき地手当の月額又は施行日前のへき地手当の月額のいずれが多い額。以下この項において同じ。))の算定の基礎として用いられた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額を基礎として算定した額」と、「当該施行日前のへき地手当の月額」とあるのは「当該施行日前のへき地手当の月額の算定の基礎として用いられた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額を基礎として算定した額」とする。

2 当分の間、特定日が施行日以後である教職員についての特定日以後の第十三条第三項の規定の適用については、同項中「施行日の前日における給料」とあるのは、「施行日の前日(施行日の前日以前に他の職への降任等をされた教職員については、当該他の職への降任等の日の前日)における給料の月額に百分の七十を乗じて得た額」とする。

附 則 (昭和三十七年三月五日文部省令第六号)

この省令は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四一年二月二十四日文部省令第四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四三年三月一八日文部省令第二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四五年三月三十一日文部省令第五号)

この省令は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附則（昭和四十六年一月一八日文部省令 第一号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十五年五月一日から適用する。

附則（昭和四十七年五月一日文部省令 第二号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の「へき地教育振興法施行規則」の定める「へき地手当及びへき地手当に準ずる手当に関する基準によるへき地手当に関する条例（以下「新条例」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてへき地手当及びこの省令による改正前の「へき地教育振興法施行規則」の一部を改正する省令（昭和四十六年文部省令第一号）附則第三項の規定による「へき地手当に相当する特殊勤務手当（以下「へき地手当等」という。）の支給を受けていた教職員で当該教職員に係る新条例に基づく「へき地手当（以下この項において「新手当」という。）の月額が施行日の前日における「へき地手当等の月額（以下この項において「旧手当の月額」という。）に達しないもの（「新手当の支給を受けない者を含む。）については、施行日以後当該教職員が引き続き当該学校に勤務する場
合においては、新手当の月額が当該教職員に係る旧手当の月額に達するまでの間（「新手当の支給を受けない者については、施行日以後、当該旧手当の月額に相当する額の「へき地手当又はへき地手当に相当する特殊勤務手当を支給する。」

3 施行日の前日においてへき地等学校（へき地教育振興法施行規則第十一号第一項第一号に規定するへき地等学校をいう。以下この項において同じ。）として指定されていた学校で施行日においてへき地等学校として指定されなかったこととなるものは、施行日の前日に当該学校に勤務する教職員で施行日以後当該学校に引き続き勤務することとなるものに係る「へき地手当に準ずる手当の支給については、へき地等学校とみなす。この場合において、へき地手当に準ずる手当の月額の算定は、へき地教育振興法施行規則第十一号第二項の規定にかかわらず、施行日の前日における給料及び扶養手当の月額の合計額を基礎として、行なうものとする。

4 新条例がこの省令の公布の日の翌日以後に施行された場合においては、この省令の公布の日から施行日の前日までの間の「へき地手当等及びへき地手当に準ずる手当の支給については、当該期間において支給された「へき地手当等及びへき地手当に準ずる手当の額を限度として当該教職員につき不利益な結果が生じないように特別の定めをすることができ。

附則（昭和四十七年五月一三日文部省令第二十九号）
この省令は、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律（昭和四十六年法律第三百三十号）の施行の日（昭和四十七年五月十五日）から施行する。

附則（昭和四十九年六月二八日文部省令第三十五号）抄
この省令は、公布の日から施行し、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九十号）の施行の日から適用する。

附則（昭和六十年二月二二日文部省令第三十三号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条の規定は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附則（昭和六十年六月二二日文部省令第三十一号）
この省令は、医療法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十号）の施行の日（昭和六十一年六月二十七日）から施行する。

附則（昭和六十二年一月二〇日文部省令第一号）
この省令は、昭和六十三年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の「へき地教育振興法施行規則（以下「新令」という。）第十三条第一項の規定によるこの省令の施行の日以後最初に行う指定は、昭和六十三年度に行うものとする。

3 前項の規定により昭和六十三年度に新令第十三条第一項の規定に基づく指定を行うに当たっては、当該指定を行う条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の上欄に掲げる「へき地等学校（第十一号第一項第一号に規定するへき地等学校をいう。以下この項において同じ。）に指定されていた学校又は共同調理場は、第三条及び第十号の規定にかかわらず、平成元年十二月三十一日までの間は、それぞれ同表の中欄に掲げる昭和六十二年において当該学校又は共同調理場について算定した

へき地手当に準ずる手当の支給については、当該期間において支給された「へき地手当等及びへき地手当に準ずる手当の額を限度として当該教職員につき不利益な結果が生じないように特別の定めをすることができ。

上欄			中欄			下欄		
一級のへき地学			二級のへき地学			三級のへき地学		
三十点から三十九点まで			三十点から三十九点まで			三十点から三十九点まで		
四十点から四十九点まで			四十点から四十九点まで			四十点から四十九点まで		
五十点から五十九点まで			五十点から五十九点まで			五十点から五十九点まで		
六十点から六十九点まで			六十点から六十九点まで			六十点から六十九点まで		
七十点から七十九点まで			七十点から七十九点まで			七十点から七十九点まで		
八十点から八十九点まで			八十点から八十九点まで			八十点から八十九点まで		
九十点以上			九十点以上			九十点以上		
法第五号の三の規定に基づき指定された学校等			法第五号の三の規定に基づき指定された学校等			法第五号の三の規定に基づき指定された学校等		
へき地学校に準ずる学校又は共同調理場			へき地学校に準ずる学校又は共同調理場			へき地学校に準ずる学校又は共同調理場		
三十点から三十九点まで			三十点から三十九点まで			三十点から三十九点まで		
四十点から四十九点まで			四十点から四十九点まで			四十点から四十九点まで		
五十点から五十九点まで			五十点から五十九点まで			五十点から五十九点まで		
六十点から六十九点まで			六十点から六十九点まで			六十点から六十九点まで		
七十点から七十九点まで			七十点から七十九点まで			七十点から七十九点まで		
八十点から八十九点まで			八十点から八十九点まで			八十点から八十九点まで		
九十点以上			九十点以上			九十点以上		
法第五号の三の規定に基づき指定された学校等			法第五号の三の規定に基づき指定された学校等			法第五号の三の規定に基づき指定された学校等		
へき地学校に準ずる学校又は共同調理場			へき地学校に準ずる学校又は共同調理場			へき地学校に準ずる学校又は共同調理場		
三十点から三十九点まで			三十点から三十九点まで			三十点から三十九点まで		
四十点から四十九点まで			四十点から四十九点まで			四十点から四十九点まで		
五十点から五十九点まで			五十点から五十九点まで			五十点から五十九点まで		
六十点から六十九点まで			六十点から六十九点まで			六十点から六十九点まで		
七十点から七十九点まで			七十点から七十九点まで			七十点から七十九点まで		
八十点から八十九点まで			八十点から八十九点まで			八十点から八十九点まで		
九十点以上			九十点以上			九十点以上		
法第五号の三の規定に基づき指定された学校等			法第五号の三の規定に基づき指定された学校等			法第五号の三の規定に基づき指定された学校等		
へき地学校に準ずる学校又は共同調理場			へき地学校に準ずる学校又は共同調理場			へき地学校に準ずる学校又は共同調理場		

法第五条の三の三十九点以下 規定に基づき指定された学校等	三十点から七十九点まで	へき地学校に準ずる学校又は共同調理場
	八十点から百十九点まで	へき地学校
	百二十点から百五十九点まで	へき地学校
	百六十点から百九十九点まで	へき地学校
法第五条の三の三十九点以下 規定に基づき指定された学校等	二百点以上	四級のへき地学校
	二百点以上	四級のへき地学校
	二百点以上	四級のへき地学校
	二百点以上	四級のへき地学校

法第五条の三の三十九点以下 規定に基づき指定された学校等	三十点から七十九点まで	へき地学校に準ずる学校又は共同調理場
	八十点から百十九点まで	へき地学校
	百二十点から百五十九点まで	へき地学校
	百六十点から百九十九点まで	へき地学校
法第五条の三の三十九点以下 規定に基づき指定された学校等	二百点以上	四級のへき地学校
	二百点以上	四級のへき地学校
	二百点以上	四級のへき地学校
	二百点以上	四級のへき地学校

附 則（平成一〇年二月二七日本省令第三八号）抄

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年三月三二日本部科学省令第一四号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年三月三二日本部科学省令第二一号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

2 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第十九条第一項の規定により普通地方公共団体が調整手当を支給する場合における当該普通地方公共団体に係るこの省令の規定による改正後のへき地教育振興法施行規則第九条の規定の適用については、同条の見出し中「地域手当」とあるのは「調整手当」と、同条中「地域手当（一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十一条の三の規定に相当する条例の規定による地域手当）」とあるのは「調整手当（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律百十三号）附則第十九条第一項の規定により支給することができる調整手当）」と、「地域手当の」とあるのは「調整手当の」とする。

附 則（平成一九年三月三〇日本部科学省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年六月一八日本部科学省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月三二日本部科学省令第四号）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日以後最初に行う第十三条第一項の規定による指定は、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成二十二年四月一日に行うものとする。

附 則（平成二二年三月三二日本部科学省令第一〇号）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年一月一七日本部科学省令第三九号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。									
附 則（平成二七年三月三〇日 文部科学省令第一四号）									
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条第十号の改正規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。									
附 則（平成二八年三月二二日 文部科学省令第四号）									
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。									
附 則（平成二九年三月一五日 文部科学省令第六号）									
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。									
附 則（令和三年三月三一日 文部科学省令第一四号）抄									
（施行期日）									
第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。									
附 則（令和六年三月二九日 文部科学省令第一〇号）抄									
この省令は、令和六年四月一日から施行する。									
別表第一 陸地用基準点数表									
要素									
細分									
2									
4									
6									
8									
0									
1									
2									
1									
4									
1									
6									
2									
0									
2									
3									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
0									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									
2									
1									

[illegible]

要島と付属島との間の定期航行の回数に区分に応ずる点数とを合計して行うものとする。

3 主要島と至近の距離にあり、かつ、定期航行によらなくても主要島との交通が容易な付属島にあつては、当該付属島を主要島の一部とみなしてこの表を適用するものとする。

4 月間の定期航行の回数には、航空法第2条第18項に規定する定期航空運送事業として行われる交通の月間の回数を、一日の定期航行の回数には、当該交通の一日の回数を各々8で除して得た数（1未満の端数切り捨て）を、それぞれ加えるものとする。